

## 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型（河川）の見直しに係る方針について

## 1 環境基準の類型指定及び直近の類型見直しについて

## (1) 環境基準の類型指定について

河川の水質については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（水質環境基準）を定めるものとされている。

水質環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日付環境庁告示第59号）により定められており、カドミウム、鉛等の有害物質を対象とした健康項目と、生物化学的酸素要求量（BOD）や水素イオン濃度（pH）等の生活環境項目の2つがある。健康項目の環境基準は全水域に一律の基準が適用される。一方で、生活環境項目の環境基準は国又は県が水域群別に類型指定を行った水域ごとに適用される。

また、類型は水域の利用の様態の変化等事情の変更に伴い適宜見直すこととされていることから、県では水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを勘案し、水域毎に見直しを行っている。

## (2) 直近の類型見直しについて

本県では、県内河川を4ブロックに分け、2016年度から2019年度にかけ、上位類型への見直しを実施している。なお、県が行う類型指定に係る事務は、地方自治法第二条に定める第一号法定受託事務であるため、国の類型見直しの考え方に準じている。直近の見直しに係る方針を図1に示す。

## 2 今後の方針について（案）

一部の水域について、直近の類型見直しから5年が経過していることから、今後も水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化を踏まえて、適切な見直しを行う必要がある。

国の類型指定見直しの考え方を鑑み、検討する水域について、以下の要件により検討の可否を判断することとしている。

- ・原則として5年以上連続して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域。
- ・原則として10年以上連続してAA類型を満足しているA類型の水域。

前述の要件の上位類型達成の判断については、これまでBODの測定値を基本に行うこととしていたが、国が現在、2021年度に生活環境項目の一つに追加された大腸菌数について判断基準とするかを検討中であり、来年度中に方針が示される予定であるため、これを受け、見直しを進めることとする。

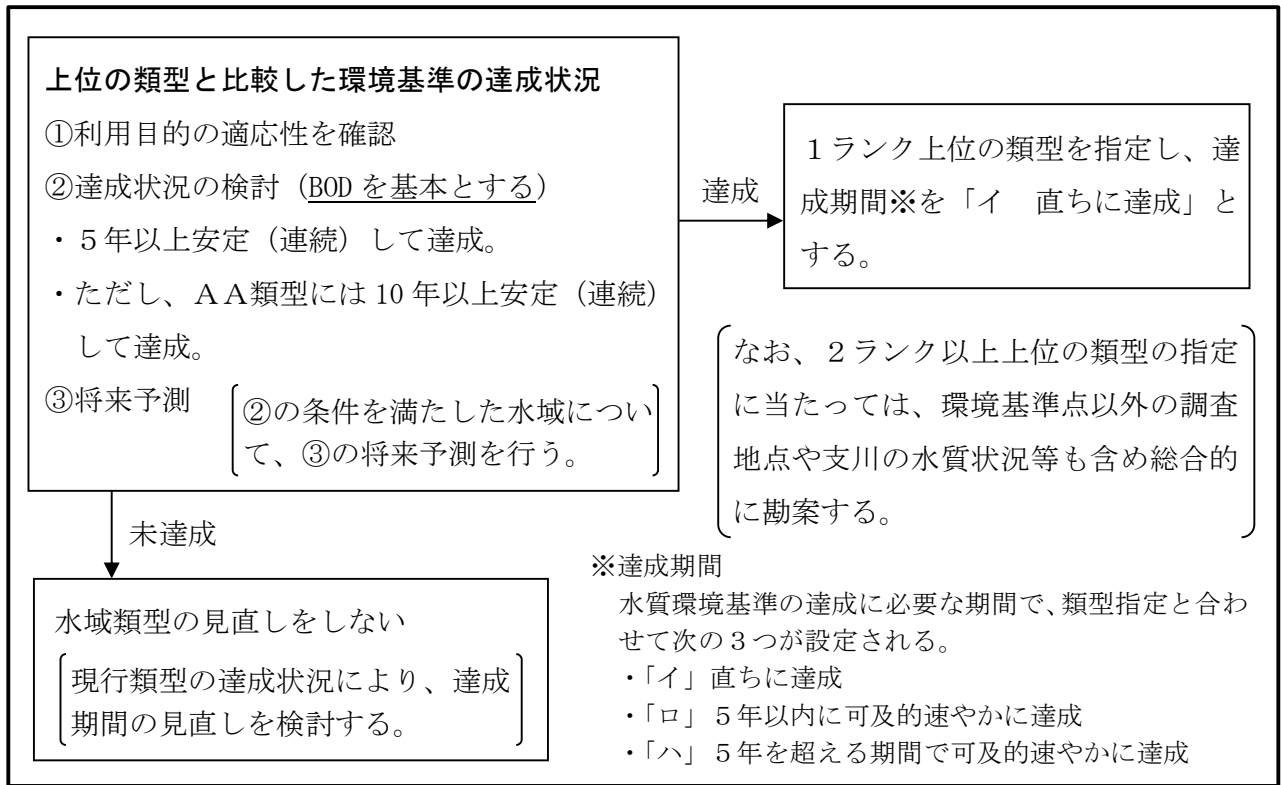


図1 2016～2019年度に実施した河川の類型見直しに係る県の進め方

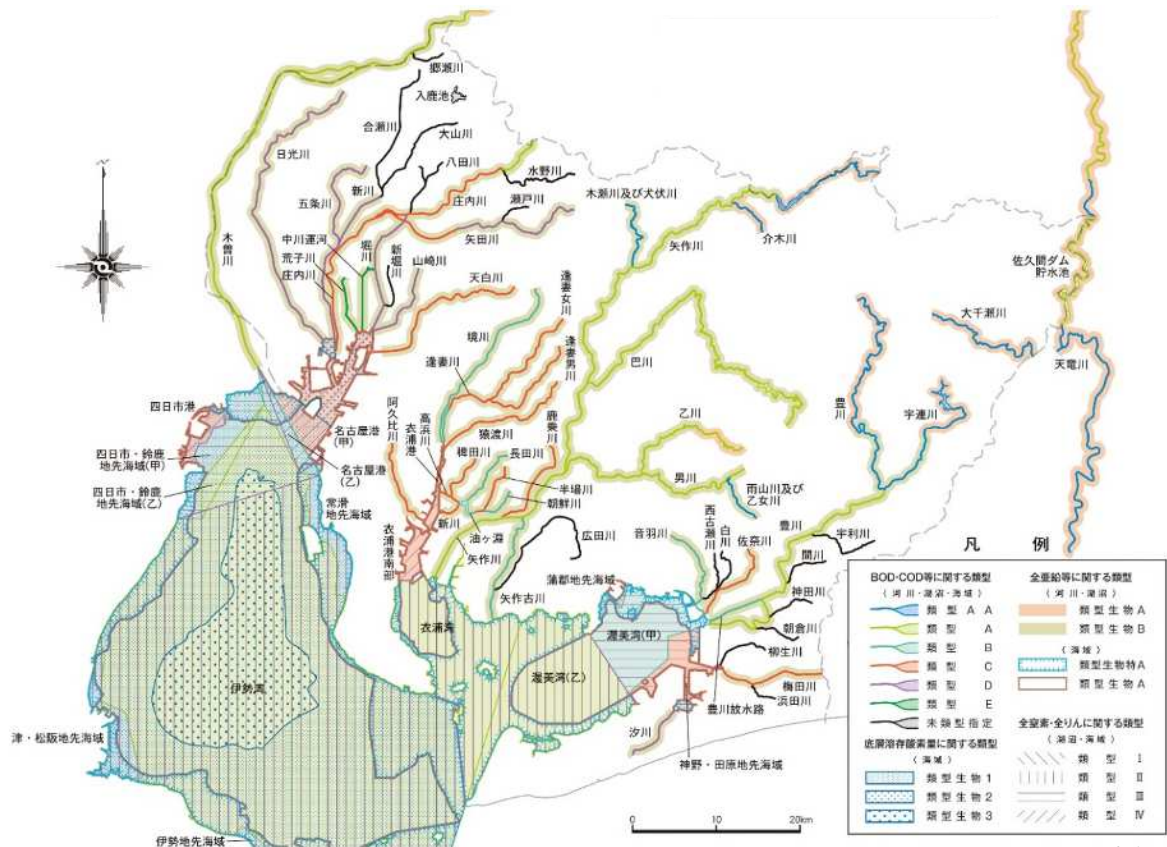
**参考 1** 生活環境の保全に関する環境基準 (BOD 等に関する類型)

表 1 生活環境の保全に関する環境基準 (BOD 等に関する類型)

項目 類型	利用目的の 適応性	県内の 指定水域数 (国指定を含む)	基 準 値				
			水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保 全及びA以下の欄に 掲げるもの	7	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	11		2 mg/L 以下			300 CFU/ 100 mL 以下
B	水道3級、水産2級及 びC以下の欄に掲げ るもの	8		3 mg/L 以下			1,000 CFU/ 100 mL 以下
C	水産3級、工業用水1 級及びD以下の欄に 掲げるもの	14		5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	—	
D	工業用水2級、農業用 水及びEの欄に掲げ るもの	7	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下		
E	工業用水3級、環境保 全	2	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上		

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度  
 県内の指定水域数：2024年1月末時点の状況を示す

**参考 2** 環境基準類型指定の状況



※2024年1月末時点

図 2 環境基準類型指定状況

## 参考3 関連する国の通知等

### 【水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の考え方及び今後の見直し方針（案）】

（2007年5月9日 中央環境審議会水環境部会第1回陸域環境基準専門委員会）

（関連資料一部抜粋）

#### 2. 今回の水域の類型指定の見直し方針（案）

##### （1）河川の見直しの方針（案）

###### 1) 見直しを検討する水域

上位類型の基準を満足している水域

###### 2) 見直しの考え方（前回見直しの際の考え方を引用）

上位類型の基準を満足していることの判断は以下のとおりとする

①原則として 5年間以上安定して上位類型の基準を満足している B 類型以下の水域。

②原則として 10年以上安定して AA 類型を満足している A 類型の水域。

③水域類型の見直しにあたっては、BOD の測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるものとする。

④湖沼と併せて水系単位で見直しを検討し、水系内での検討を進める。

### 【水質汚濁に係る環境基準について】（昭和46年環境庁告示第59号）

（類型見直し関連抜粋）

#### 第4 環境基準の見直し

##### 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

（1）、（2）略

（3）水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

##### 2 1の（3）に係る環境基準の改定は、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。（以下、省略）

### 【環境基本法第16条】（平成五年十一月十九日法律第九十一号）

（類型見直し関連抜粋）

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

（以下、省略）

### 【類型を当てはめる水域の指定に関する事務】愛知県

木曾川、天竜川の水域：国が指定

それ以外の河川の水域：愛知県が指定